

入間市自転車活用まちづくり条例 制定要旨

1 経緯

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、自転車の活用の推進に関する施策の充実が重要となっています。

平成29年5月には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、自転車活用推進法が施行され、平成30年6月には、自転車活用推進法に基づき、国により自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けられる自転車活用推進計画が策定されました。

昨今、コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まりや、情報通信技術の飛躍的発展、高齢化社会の進展等、自転車を取り巻く社会情勢は変化しています。

また、本市においても、自転車の安全な利用を推進するため従前より実施している自転車の交通安全教室等の事業に加え、新たに自転車を活用した環境負荷の低減や市民の健康増進等を図る事業にも取り組んでいるところでございます。

今後、本市の地域資源と自転車のもつ有用性を最大限に活かし、また、自転車を取り巻く課題の解決に取り組む必要があることから、自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市及び自転車利用者の責務や市民等の役割を明らかにし、市の基本施策を定めることにより、自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進するため、本条例を制定するものです。

2 趣旨

自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進するために必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

目的、定義、基本理念、市の責務、自転車利用者の責務、市民の役割、事業者の役割、関係団体の役割、学校の役割、自転車小売業者等の役割、基本施策、啓発活動及び広報活動

4 施行日

令和5年10月1日